

<<社用紙の問題性について>>

社用紙に記入させている主なものを見ますと、「本籍地」を筆頭に、「家族関係」(家族の職業、家族の収入等、住居状況、宗教等)、「支持政党」、「尊敬する人物」、「自宅付近の地図」等であり、いずれも職業安定法に基づく労働大臣指針に反するものです。

<<本籍地、戸籍謄本等について>>

日本の会社においては、人事関係で何かするとき「本籍」がつきまとっている傾向があるようです。

人を雇う際、本籍を調べる習慣は、わが国における資本主義発達段階の初期において、身元を確認するための手段として生まれたものだとされています。

以来、大正、昭和とこのような人事の習慣は踏襲され戸籍謄(抄)本の提出を求めることは、現在においても依然として同和関係者に対する就職差別につながるおそれのあることをはっきりと認識しなければなりません。

もし同和関係者を排除するために提出させているのではないとしたら、一体何のために戸籍謄本を求めたり、本籍を調べたりするのでしょうか。おそらく人事の習慣として調べることになっているので、ただ単に事務的に調べているのかも知れませんが、その無意識の行為が多くの人々を不安にさせている事実を厳しく考えていただき、本籍地を調べたり画一的に戸籍謄(抄)本の提出を求めたりすることは、ただちにやめてください。

自宅付近の地図

会社側では、通勤経路の把握とか、採用後何かあったときの連絡等をその理由として書かせることがあります。選考段階では全く必要がないものと思われ。むしろ、身元調査に利用する目的としか考えられません。また、採用後においても、自宅付近の地図は特に必要はないものと思われ。

その他

大卒者についても考え方は高卒者と同じことです。なお、厚生労働省では、就職差別につながるおそれのある事項を除いた標準的事項を具体的に様式化した応募社用紙を示していますので、新規大学卒業予定者の採用選考における応募社用紙の作成、使用に際してご活用いただくようお願いします。

また、大卒者の場合は将来幹部になる人だからなどと勝手な理由づけをして、戸籍謄本を要求したり、家族関係等を調査することは、やめてください。

◎過去に実際に使われた問題のある社用紙の例

社員票

(西暦 年 月 日提出)		系列	系列	所属	課 (G)	係	社員番号
1. 父母・配偶者・子は全員記入。なお、同居の親族も記入。 家族状況 2. 独身者は、別居の兄弟姉妹も記入。 3. 緊急時連絡する者に○をする。(氏名の頭に○)					氏名		
注 年 号 は 全 て 西 暦 一 下 2 桁 で 記 入 す る こ と	氏名	続柄	生年月日	現住所 (TEL) 同居者は「同居」と略す	勤務先または学校名 (TEL)	生年月日	西暦 年 月 日
		父	西暦 ・			社員入社日 (準社員入社)	西暦 年 月 日 (年 月 日)
		母	・			生育地	都・道・府・県
			・			資格・免許 (取得年月)	・自動車運転免許(年 月)
			・				・ (年 月)
			・				・ (年 月)
			・				・ (年 月)
			・				・ (年 月)
			・			趣味	
	フリガナ	(ー)	TEL.				
本人現住所			()				
現住所略図 (当社保有の寮・社宅は記入不要(借上社宅は記入方)	N	住居区分(○印)	血液型	(○印)	・A・B・O・AB		
	↑	・自宅 ・借家 ・社宅 ・独身寮 ・その他 ()	緊急時 連絡先 (注)	氏名	関係 (続柄)	住所(TEL)	
		連絡方法(○印)					
		・自家用車 ・公共交通機関 (電車, バス) ・その他 ()					
(注)「家族状況」欄に○をした場合は、記入不要。							

入社後の書類整備

チェック・ポイント

- ★ 入社の際、戸籍謄(抄)本、住民票等の提出を、画一的に義務付けていませんか。
- ★ 入社後の労働者名簿、社員カード、身上書等に差別につながる不適正な項目がないか点検・整備してください。
- ★ 社員の一人一人に至るまで、同和問題を正しく認識・理解する研修体制、方法が考えられていますか。
- ★ 従業員の扶養家族の有無等の確認は「住民票記載事項証明書」になっていますか。
- ★ 従業員の権利義務のため戸籍を記載した書類を必要とする場合は、本人にその理由、目的を十分説明のうえ提示を求め、確認後速やかに本人に返却してください。